

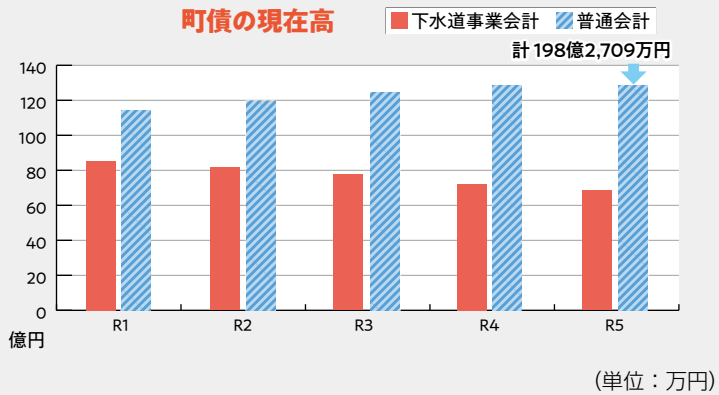
まちの借金はどれくらい？

町民一人あたり 94万1千円

町債の残高は、一般会計は前年度末より3,390万円減の129億4,781万円、下水道事業会計は前年度末より4億6,199万円減の68億7,928万円で、合わせて198億2,709万円となり前年度末残高より減となりました。

合併した平成18年度末の残高は約222億円でしたが、平成25年度末には29億円減の約193億円まで減少しました。平成26年度から増加に転じ、令和2年度末で10億円増の約203億円に増加しています。令和5年度は庁舎等リニューアル事業などの実施により町債を発行しましたが、発行額が償還額を下回ったことや下水道事業会計の残高が減少したことから、前年度末より5億円減の約198億円となりました。

今後、町としては将来世代に負担を先送りすることがないように町債の発行を計画的に行い、持続可能な財政運営に取り組む必要があります。



区 分	4年度末現在高	5年度中借入額	5年度中償還額	5年度末現在高
普 通 会 計	1,298,171	87,238	90,628	1,294,781
一般会計	1,298,171	87,238	90,628	1,294,781
下水道事業会計	734,127	28,090	74,289	687,928
合計	2,032,298	115,328	164,917	1,982,709

●町民一人あたり町債現在高 94万1千円

<町債 現在高 1,982,709万円÷21,078人÷94万1千円 >

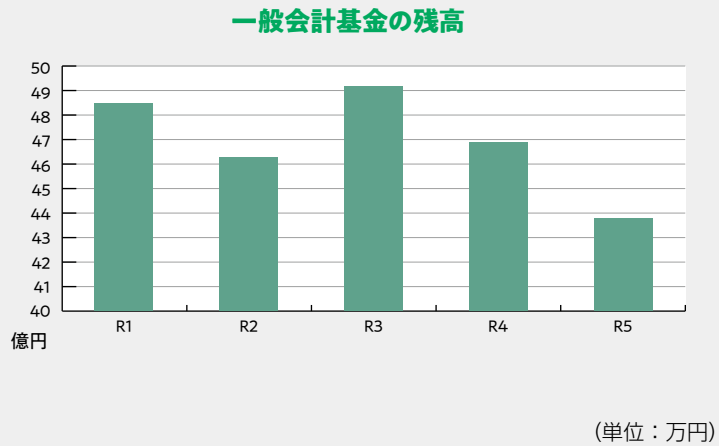
まちの貯金はどれくらい？

町民一人あたり 23万7千円

一般会計基金の残高は、使途を定めない財政調整基金で2億円を取崩し、20億7,788万円となり、使途を定めている特定目的基金は2億3,110万円を取崩して各事業に充て、ふるさと納税による寄付金等9,033万円を積立て、21億5,083万円の残高となったことから、一般会計基金の残高総額は43億8,797万円となりました。

特別会計基金の残高は、504万円減の2億1,853万円となりました。

町民一人あたりに換算すると約23万7千円の貯金を保有している計算になります。



	区 分	4年度末現在高	5年度中取崩し	5年度中積立額	5年度末現在高
普通会計	財政調整基金	227,750	20,000	38	207,788
	減債基金（一般）	12,734	0	3,192	15,926
	目的基金	229,160	23,110	9,033	215,083
	合 計	469,644	43,110	12,263	438,797
公営事業	国保財政調整基金	19,979	6,362	4	13,621
	介護給付準備基金	6,918	500	1,814	8,232
	合 計	26,897	6,862	1,818	21,853
	土地開発基金（現金）	26,592	0	12,498	39,090
	基金合計	523,133	49,972	26,579	499,740

●町民一人あたり町基金現在高 23万7千円

<基金 現在高 499,740万円÷21,078人÷23万7千円 >

令和5年度会計別決算額

会 計 区 分	歳入 A	歳出 B	歳入歳出差引 C=A-B	繰越財源 D	実質収支 E=C-D
	108億9,467万円	106億8,624万円			
一 般 会 計	108億9,467万円	106億8,624万円	2億 843万円	7,025万円	1億3,818万円
特別会計	土地取得造成事業	216万円	0	0	0
	国民健康保険事業	18億2,846万円	2,186万円	0	2,186万円
	後期高齢者医療事業	18億 660万円	487万円	0	487万円
	介護保険事業	2億2,710万円	6,584万円	0	6,584万円
	合 計	2億2,223万円	3億 100万円	7,025万円	2億3,075万円

(注意：端数処理により合計欄等が異なる場合があります。)

会 計 区 分	収入 F	支出 G	差引 H=F-G
公営企業会計	12億9,683万円	9億7,398万円	3億2,285万円
下水道事業 (収益的収支)	4億9,002万円	8億1,073万円	△3億2,071万円 ※1

※1 不足分は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額489万円、当年度利益剰余金3億1,582万円で補てんした。

財政健全化における財政指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、当町の財政の健全性を示す4つの指標「実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「連結実質赤字比率」、「将来負担比率」を公表します。

4指標のうち、どれか1指標でも、それぞれに設定された「早期健全化基準」以上の数値となれば、早期改善を目指す「早期健全化団体」となり、「将来負担比率」を除く3指標のうち、どれか1指標でも、それぞれに設定された「財政再生基準」以上の数値となれば、悪化が深刻化した「財政再生団体」と判定されます。

当町は、いずれの指標も早期健全化基準値を下回っていますが、引き続き健全な財政運営の維持・継続をしていかなければなりません。

●愛荘町の健全化判断比率4指標

	令和4年度	令和5年度	早期健全化基準 (イエローカード)	財政再生基準 (レッドカード)
実 質 赤 字 比 率	—	—	14.36	20.00
連結実質赤字比率	—	—	19.36	30.00
実質公債費比率	4.5	5.4	25.00	35.00
将来負担比率	29.3	32.6	350.00	—

【実質赤字比率】

普通会計の「実質収支」が赤字の場合に、その金額を「標準財政規模」で除した割合で、愛荘町は実質収支が黒字となっています。

【連結実質赤字比率】

普通会計と特別会計の総合計が赤字となる場合に、その金額を「標準財政規模」で除した割合で、地方公共団体の総合的な資金繰りを見る指標です。愛荘町は総合計が黒字となっています。

【実質公債費比率】

18%以上の団体は、地方債の発行に際し、公債費負担適正化計画を策定のうえ許可が必要となります。また、25%以上の団体は、財政健全化計画の策定（議会の議決）のうえ許可が必要となります。35%以上の団体は、災害復旧事業等を除き地方債の発行を制限されます。

【将来負担比率】

普通会計と特別会計の地方債残高のうち、普通会計が実質的に負担する残高から基金残高を控除した額に、「連結実質赤字」、職員が自己都合退職した場合の退職金、債務負担行為に基づく支出額、さらには、地方三公社や地方公共団体が出資している第三セクター法人への債務保証額・損失補償額の一部を加算した総額を「標準財政規模」で除した割合で、350%以上の団体は、財政健全化計画の策定（議会の議決）等が必要となります。

☎ 経営戦略課 ☎ 0749—42—7680

用語の解説

■普通会計と特別会計

普通会計とは、総務省の定める会計区分で、一般会計、特別会計、特別会計など各会計で経理する事業の範囲が自治体ごとに異なっているため、統一的な基準で整理して比較できるようにした会計区分のことを言います。

愛荘町では一般会計と4つの特別会計があります。そのうち国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険は法律で別に会計を設けるよう義務付けられています。これを公営事業と呼んで区分けしています。

それ以外の特別会計は、各自治体が条例を設けて会計を分けているものであるため、町の財政がどのような状況にあるのかを見る場合には、これらを含める必要があり、一般会計と公営事業以外の特別会計を合わせたものを「普通会計」として、町の財政状況を判断しています。

■歳 入

◆ 自主財源

町税や使用料・負担金など町が独自に収入できる財源

◆ 依存財源

国や県の支出金など町がまかなうことができない財源

◆ 地方交付税

地方公共団体（都道府県や市町村）の人口・面積・税収などに応じて国から交付されるもの

◆ 地方債（町債）

大きな事業を行うために、長期的に国や金融機関から借り入れるお金

◆ 国庫支出金・県支出金

国や県が奨励する事業や委託事業に対して交付される補助金や委託金

■歳 出

◆ 義務的経費

支出が義務的で任意に削減できない経費

◆ 一般行政経費

公共施設の管理運営経費など

◆ 投資的経費

道路や建物の整備など、その支出の効果が長期にわたって残るものに支出される経費

●公営企業会計

地方公営企業法の全部または一部を適用している事業を法適用事業と言い、法適用事業において、発生主義に基づく企業会計で処理される会計のことを公営企業会計と言います。

下水道事業は令和元年度より地方公営企業法の一部を適用し、公営企業会計として運営しています。

■収入および支出

◆ 収益的収入・支出

サービスの対価としての料金収入と、サービスの提供に要する支出からなっているものです。年度内の企業活動により予定される収益とそれに対応する費用が現金の出入りがあるかないかにかかわらず計上されます。

◆ 資本的収入・支出

公営企業の設置目的である住民へのサービス等の提供を維持するためおよび将来の利用増等に対処して経営規模の拡大を図るために要する諸施設の整備、拡充等の建設改良費、これら建設改良に要する資金としての企業債収入、企業債の元金償還等に関する収入および支出からなっています。原則として現金の動きを伴うもののみが計上されます。

*端数処理の関係で他の関係資料と数値が異なる場合があります。